

公益信託の変更について

——アメリカ法におけるシ・プレ原則を中心に——

木 村 仁

目次

- I. はじめに
- II. アメリカ法におけるシ・プレ原則
 - 1. 伝統的な内容
 - 2. 統一信託法典および第三次信託法リステイメントにおける変容
 - 3. 帰属権利者の指定
 - 4. 小規模かつ相当期間が経過している公益信託の変更
 - 5. シ・プレ原則の根拠をめぐる議論
- III. アメリカ法におけるエクイティ上の逸脱の原則
 - 1. 内容
 - 2. 受託者の義務
 - 3. シ・プレ原則との関係
- IV. 我が国における公益信託法の見直しについて
 - 1. 帰属権利者の定め
 - 2. 公益信託の目的の変更
 - 3. 公益目的の変更の可否を判断する主体
 - 4. 信託事務の処理の方法の変更
- V. むすびにかえて

I. は じ め に

公益信託法の見直しに向けて、平成28年6月より法制審議会信託法部会が再開され、議論が積み重ねられており、平成29年12月12日、同部会において、「公益信託法の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）が取りまとめられた。公益信託法の見直しにおける基本的な方向

性の一つとして、公益信託は、民間がその財産を公益目的のために拠出し、公益活動を支援するという点において、公益財団法人と社会的に同様の機能を持つ制度であり、「公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点⁽¹⁾」に立脚することが求められている。他方で、公益信託制度には、公益財団法人と比較して、簡易かつ低コストで設定することができ、小回りが利くという利点があるが、これを維持し、公益法人制度とのすみ分けにも留意しなければならぬとされている⁽²⁾。

さて、中間試案では、信託終了時における残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かなければならぬとしたうえで、信託終了時の全ての残余財産が、当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは公益法人等、又は国若しくは地方公共団体に帰属させなければならぬとする案が提示されている⁽³⁾。また、公益信託の目的を達成したとき、またはその目的を達成することができなくなったときは、㊦委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、または、㊧委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとするとの案が示されている⁽⁴⁾。公益法人制度との整合性が強く意識されているようである。

公益信託は、一般的に私益信託または目的信託に比べて長期間存続することが予想されるところ、時間の経過とともに、信託の目的が達成された、

(1) 第165回国会法務委員会附帯決議（平成18年12月7日）。

(2) 法制審議会信託法部会・部会資料第32・第1の補足説明2（平成28年7月5日）参照。

(3) 中間試案・第17の1，<http://www.moj.go.jp/content/001244615.pdf>（最終アクセス2018年1月20日）。

(4) 中間試案・第15の2。

またはその目的を達成することが不可能となる場合が考えられる。英米法では、特定の公益目的を達成することが、違法、不可能、または困難となった場合に、シ・プレ原則（Cy Pres Doctrine＝可及的近似則⁽⁵⁾）を適用し、一般的な委託者の意思に適合することを理由に、当該公益信託の目的と近似する公益目的のために変更して存続させることができるとされている。我が国における現行の公益信託ニ関スル法律9条においては、「公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタルトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得」と規定されているが、これは、英米法におけるシ・プレ原則を導入したものである⁽⁶⁾。このような措置を講ずることが、委託者の意思にも社会の要求にも合致するからであるといわれている⁽⁷⁾。アメリカ法では、近年シ・プレ原則の要件が緩和され、効果としての変更の範囲も拡大されているが、その理論的動向の底流にはいかなる考慮が存在するのであろうか。

また、委託者が予見することのできなかつた事情の変更により、信託行為の定めに従って信託事務の処理をすることが、信託の目的に照らして困難となった場合には、アメリカ法は、エクイティ上の逸脱の原則（equitable deviation）にもとづいて、受託者が信託行為の定めから逸脱する、または信託行為の定めを変更することを許容するが、これはシ・プレ原則と

(5) Cy Pres は、イングランドおよびコモンウェルス諸国では「シ・プレ」、アメリカ合衆国では「サイ・プレイ」と発音されることが多いといわれているが、本稿では我が国での慣例にしたがって、「シ・プレ」と表記する。See RACHAEL P. MULHERON, THE MODERN CY PRÈS DOCTRINE: APPLICATIONS & IMPLICATIONS 5 n.31 (2006).

(6) 田中實『公益信託の現代的展開』112頁（勁草書房，1985年），田中實・山田昭（兩宮孝子補訂）『改訂信託法』122頁（学陽書房，1989年）。

(7) 四宮和夫『信託法（新版）』352頁（有斐閣，1989年）。

いかなる関係にあるのだろうか。

本稿は、アメリカ法における公益信託の目的の変更に関するシ・プレ原則および公益信託の事務処理の方法の変更に関するエクイティ上の逸脱の原則につき、その現代的展開を概観し、その理論動向と根拠に照らして、我が国の公益信託の変更または終了について問題となるいくつかの論点につき、考察することを目的とする。

以下では、Ⅱ章において、アメリカ法におけるシ・プレ原則の現代的展開を、Ⅲ章では、エクイティ上の逸脱の原則の内容を概観し、その理論的動向の背景にある理念を探求する。そしてⅣ章において、法制審議会信託法部会において検討されている事項のうち、公益信託の終了時における残余財産の帰属権利者に係るもの、および公益信託の変更に係るものを取り上げて、若干の検討を加えることとしたい。

Ⅱ．アメリカ法におけるシ・プレ 原則

1. 伝統的な内容

イングランドにおけるシ・プレ原則は、必ずしも適用される状況の区別は明確ではないが、国王大権 (a prerogative power) にもとづくものと、大法官による司法権にもとづくものとに分けることができる。前者について敷衍すれば、贈与者 (委託者) に公益意思があったが、違法な目的のために財産が抛出された場合、または、贈与者が公益のために財産を抛出したが、公益目的が特定されておらず、受託者が管理することが定められていなかったなどの場合において、国王は、パレンス・パトリー (parens patriae=後見人または保護者としての国) として、贈与者の意思を考慮することなく、贈与の目的を変更し、財産の使用方法を定めることができた。⁽⁸⁾

(8) AUSTIN WAKEMAN SCOTT, WILLIAM FRANKLIN FRATCHER & MARK L. ASCHER, 5 SCOTT AND ASCHER ON TRUSTS §39.5.1, at 2705-06 (5th ed. 2008).

他方、エクイティ裁判所は、公益信託または公益団体に対する贈与において、贈与者の意思を推測し、これに沿うように目的を変更する権限を行使したとされる⁽⁹⁾。公益目的のための贈与は、贈与者の贖罪であり、魂の救済につながると考えられていたので、予期することのできなかった事情が生じたことにより特定の公益贈与の実現が妨げられたとしても、エクイティ裁判所は、シ・プレ原則を通じて、遺言者の功德が維持されるよう、その者の信仰上の一般的意思を実現したのである⁽¹⁰⁾。

アメリカでは、国王大権によりシ・プレ原則が恣意的に適用されることに対する警戒感があり、これを受容することに消極的であったが⁽¹¹⁾、国王大権によるシ・プレ原則の適用と司法権によるそれは異なることが認識されるにつれ、19世紀半ばから徐々に裁判所によるシ・プレ原則が受容されていった⁽¹²⁾。アメリカにおける伝統的なシ・プレ原則は以下のような内容である。すなわち、特定の目的が定められた公益信託において、特定の公益

例えば、*Da Costa v. De Pas*, (1754) 27 Eng. Rep. 150 では、あるユダヤ人が、ユダヤ教とユダヤ法の教育を目的とする信託を設定したが、国王は、当該信託は国教以外の宗教を促進するものであるとして、病院に入院している子どもたちに対してキリスト教教育を施すために信託財産を使用するよう命じた。

(9) SCOTT, FRATCHER & ASCHER, *supra* note 8, §39.5.1, at 2707. イングランドにおけるシ・プレ原則の生成過程については、中野正俊「英法における Cy-Près Doctrine (所謂可及的近似解釈の原則) について」信託104号87頁以下 (1975年) 参照。

(10) *Attorney General v. Downing*, (1767) 1 Wilm 1, 32-33; 97 Eng. Rep. 1, 13; Hamish Gray, *The History and Development in England of the Cy Pres Principle in Charities*, 33 B.U.L.Rev. 30, 34 (1953); EDITH L. FISCH, *THE CY PRES DOCTRINE IN THE UNITED STATES* 4 (1950).

(11) FISCH, *supra* note 10, at 59-60, 119.

(12) Allison Anna Tait, *The Secret Economy of Charitable Giving*, 95 B. U. L. Rev. 1663, 1679-80 (2015).

目的を達成することが、違法、不可能、または困難となり、かつ委託者が、公益目的のために当該財産を拠出する一般的な公益意思 (general charitable intent) を示しているとき、裁判所は、その一般的公益意思の範囲内で、他の目的のために信託財産を使用するよう命ずることができるというものである。⁽¹³⁾そして、変更される目的は、当初の公益目的と可能な限り近似するものではなければならないとされた。⁽¹⁴⁾

目的の達成が不可能または困難である場合としては、例えば、定められた公益目的を達成するためには、信託財産が不足していることが挙げられる。このような場合、基本的に裁判所は、類似の目的に信託を変更して財産を使用することを認める。⁽¹⁵⁾他方で、委託者が特定の公益目的に財産の使用を限定しているときは、裁判所は、当該目的達成のために十分な財産の額となるように収益の積立てを命じることがある。⁽¹⁶⁾

(13) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS §399 (1959).

(14) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS §399 cmt. a (1959); ROBERT H. SITKOFF & JESSE DUKEMINIER, WILLS, TRUSTS, AND ESTATES 767 (10th ed. 2017).

(15) Shannon v. Eno, 179 A. 479 (Conn. 1935) (特定の地域において飼い主のいない動物を保護する施設を設立し、維持することを目的として、一定の金額が拠出されたが、その額では目的を達成するためには不十分であった場合において、州全域において飼い主のいない動物を保護する活動等をしている公益団体に、信託した財産の収益を支払うことが命じられた事例); In re Rupprecht's Will, 65 N.Y.S. 909 (App.Div.1946) (特定の地域でプロテスタントの少女のための孤児院を設立し、運営することを目的として、一定の財産を遺贈することが遺言で定められたが、当該地域には孤児院を設立するニーズがなく、また、遺贈された財産の額では孤児院の設立および運営には不十分であったため、当該公益贈与の対象財産は、あるプロテスタントの教会を受託者として管理されると判示された事例)。

(16) Trustees of Putnam Free School v. Attorney General, 67 N.E. 2d 658 (Mass. 1946) (フリー・スクールの設立・維持のために公益信託が設定されたが、拠出された財産が当該目的のために不十分であったため、十分な

また、特定の公益目的の達成のためには、特定の受託者または特定の者もしくは団体の協力が必要であるが、その協力が得られないような場合⁽¹⁷⁾、当該目的に従って利益を受ける特定の個人もしくは団体が存在しない場合⁽¹⁸⁾、または利益を受ける個人または団体が受給を拒否したなどの場合⁽¹⁹⁾においても、原則としてシ・プレ原則が適用され、公益信託の目的に係る信託行為の定めが変更されて、信託が存続する。

さらに、公益信託の目的がすでに達成された場合においても、一般的に、シ・プレ原則により、当該目的を類似の目的に変更し、信託を存続させることが可能である。有名な Jackson v. Phillips 事件では、委託者は遺言により、自己の遺産を奴隷制度廃止の機運を高めるような書籍や新聞の出版

額になるまで積み立てることが命じられた事例)。

(17) First National Bank of Chicago v Elliott, 92 N.E. 2d 66 (Ill. 1950) (信託行為では、ある修道会が信託財産を使用して孤児院を運営すると定められていたが、当該修道会がこれを引き受けることを拒否したため、シ・プレ原則により、子どもの福祉施設を運営するために設立された非営利法人に信託財産が譲渡されると判示された事例)。

(18) In re Tomlinson's Estate, 359 N.E. 2d 109 (Ill.1976) (公益信託における信託行為では、「がん研究基金」を受給権者とする旨が定められていたが、そのような基金は存在しておらず、シ・プレ原則により、がん研究の基金を集めて分配する全国的組織である「アメリカがん協会」を受給権者とするよう変更された事例); Alexander v. Georgia Baptist Foundation Inc., 266 S.E. 2d 165 (Ga. 1980) (信託財産の収益を、特定の大学および子ども養育施設に受給させることを目的とする公益信託が設定されたが、当該大学が運営を停止したため、シ・プレ原則の適用が認められた事例)。ただし、受給権者たる法人が合併により消滅した場合には、信託の目的は損なわれておらず、合併した法人が変更された受給権者となるとされることがある。See Washington Hospital v. Riggs National Bank of Washington, 575 A. 2d 719, 725 (D.C. 1990)。

(19) United States ex rel. United States Coast Guard v. Cerio, 831 F. Supp. 530 (E.D. Va. 1993)。

(20) 96 Mass. (14 Allen) 539 (1867)。

または講演会の開催などのために、また自由州へ逃れた奴隷のために使用することを目的とする公益信託を設定し、1861年に死亡した。判決時までに、奴隷制度を禁止する合衆国憲法第13修正が成立したので、遺言執行者が裁判所に指示を求める訴えを提起した。マサチューセッツ州の補助裁判官⁽²¹⁾（master）は、アフリカ系アメリカ人を教育し、支援することを目的として一定の団体に遺産の一部を譲渡し、他の部分については、特定の地域に居住して困窮しているアフリカ系アメリカ人のために使用すると⁽²²⁾のスキームを提示し、同州最高裁はこれを承認した。

信託行為において、特定の公益目的を達成することが不可能となった場合には、信託が終了すると明確に定められているときは、通常はその定めに従い、信託が終了することになる⁽²³⁾。他方で、信託行為において、信託財産が当該公益目的のため「にのみ」使用されるとの文言が記されていたとしても、それは、委託者が、当該公益目的の達成が実現可能な場合に限り、その目的のために信託財産を使用するとの意思を強調していたにすぎないということもできるので、指定された目的が達成できなくなった場合に、必ずしもシ・プレ原則の適用が否定され、信託を終了させる意思が明示されていたとは解されない⁽²⁴⁾。同様に、特定の公益目的のために信託財産を使用するという「条件で」財産を信託すると記されていた場合であっても、一般的にはそれは停止条件を定めたのではなく、財産を特定の目的のために使用する指示と解され、シ・プレ原則が適用される余地があるとされる⁽²⁵⁾。

(21) 一定の場合に、裁判所の手続を補助するために任命され、裁判所により付与された権限にもとづいて、一定の事項につき命令を下す、または裁判所に報告書を提出する者をいう。

(22) *Id.* at 597-99.

(23) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS §399 cmt. c (1959); RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §67 cmt. b (2003).

(24) *Id.*

可能な限りシ・プレ原則が適用される方向で、信託行為の定めを解釈する姿勢がみてとれる。

なお、公益信託において発展してきたシ・プレ原則は、判例法上、非営利法人に対しても適用されており、現在では、ほとんどすべての州において制定法により、同原則は非営利法人にも適用されることが明確にされている。⁽²⁶⁾

2. 統一信託法典および第三次信託法リステイメントにおける変容

2000年にモデル統一法として公表された統一信託法典、および2003年に成立した第三次信託法リステイメントは、シ・プレ原則の要件を緩和し、その効果として認められる変更の範囲も拡大化するに至った。

まず、統一信託法典413条 a 項は、次のように規定する。「特定の公益目的を達成することが違法、実行困難、不可能または不経済となった場合には、以下に定めるところによる。

- (1) 信託の全部または一部は終了しない。
- (2) 信託財産は、委託者またはその承継人に復帰しない。
- (3) 裁判所は、信託を変更または終了するためにシ・プレ原則を適用し、信託財産の全部または一部を、委託者が定めた公益目的に適合する方法で使用し、または分配することを命ずることができる。⁽²⁷⁾」と。

また、第三次信託法リステイメント63条は、「定められた公益目的のために財産が信託された場合において、当該目的を達成することが違法、

(25) *Id.*

(26) UNIFORM TRUST CODE § 413 comment (amended 2010); UNIFORM PRUDENT MANAGEMENT OF INSTITUTIONAL FUNDS ACT prefatory note at 4 (2006). *See also* RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS § 3.02 cmt. f (Tentative Draft, 2016).

(27) UNIFORM TRUST CODE § 413 (a) (amended 2010).

不可能、もしくは困難になったとき、または定められた目的のために信託財産に属する財産の全部を使用することが不経済となったとき、公益信託は終了することなく、裁判所は、定められた目的に合理的に類似する公益目的のために、信託財産に属する財産の全部または適切な部分を使用するよう命ずることができる。⁽²⁸⁾』と規定する。

さらに、2016年に公表された非営利公益組織法リステイトメントも同様に、「裁判所は、チャリティがその目的を達成することが、不法、不可能、困難または不経済となったとき、その財産の全部または適切な部分を、指定された目的と合理的に類似する公益目的のために使用するよう命ずることができる。⁽²⁹⁾』とする。

(1) 一般的公益意思の推定

これらの規定が、従来のシ・プレ原則と異なっている点としては、第一に、委託者の一般的公益意思の存在が要件とされなくなったことである。これをシ・プレ原則適用の要件とすることに対しては、学説から、委託者が供与した財産を一般的に公益のために用いる一般的公益意思を有していたのか、あるいは特定の公益目的のためにのみ財産を使用させる意思を有していたのかを判断することは極めて困難であり、いったん公益目的のために財産を供与した委託者は、当初の目的が達成された、またはその達成が困難となった場合には、類似する他の公益目的のために財産を使用する

(28) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §63 (2003).

(29) RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS §3.02 (Tentative Draft, 2016). 非営利公益組織法リステイトメントは、チャリティを、「排他的に公益目的を有し、確定していない受益者の利益のために設立され、かつ許されない私益を提供することが禁じられる法的存在」 (§1.01 (a)) と定義し、チャリティの形態は、「法人、信託、法人格なき社團その他法によって承認された組織」 (§1.02) であるとする。

ことを望むことがほとんどであるとして、強く批判されていた⁽³⁰⁾。そこで、統一信託法典も第三次信託法リステイメントも、委託者には一般的公益意思があったものと推定し、別段の意思が示されておれば、その推定が覆されるという構成を採用することとなった。シ・プレ原則適用のハードルが大きく下げられたのである。

(2) 特定の公益目的を達成することが不経済となった場合

第二に、シ・プレ原則が発動される事由として、特定の公益目的を達成することが不可能、実行困難または違法になった場合のほか、「定められた公益目的のために信託財産に属する財産の全部を使用することが不経済 (wasteful) となったこと」が追加された点である。必ずしも頻繁に発生する事例ではないが、信託財産の総額が、特定の公益目的を達成するために必要な範囲をはるかに超えており、当該目的に用途を限定することが浪費的となる場合、シ・プレ原則が適用され、類似する他の目的のためにも財産の使用が認められるのかという点につき、第二次信託法リステイメントの立場は明確ではなかった。

公益目的の達成が不経済となった典型的な事件として、Estate of Buck⁽³¹⁾ 事件がある。カリフォルニア州のマリン (Marin) 郡は、全米でも屈指の財政的に豊かな郡であったが、Sは遺言により、遺産につき公益信託を設定し、信託行為において、信託財産は常にマリン郡の公益的、宗教的また

(30) GEORGE G. BOGERT & GEORGE T. BOGERT, *THE LAW OF TRUSTS AND TRUSTEES* § 437, at 152 (1977); Ronald Chester, *Cy Pres: A Promise Unfulfilled*, 55 *Indiana L. J.* 407, 417 (1979); Alex M. Johnson, *Limiting Dead Hand Control of Charitable Trusts: Expanding the Use of Cy Pres Doctrine*, 21 *U. Hawaii L. Rev.* 353, 374 (1999).

(31) 21 *U. S. F. L. Rev.* 691 (1987). 本件の事実審判決は判例集に掲載されていないが、全文がここに収録されている。

は教育的目的のためにのみ使用されなければならないと定めた。この信託における受託者はT財団であり、主たる信託財産はある石油会社の株式であった。1975年にSが死亡した時の当該株式の価格は、約900万ドルであったが、1980年には約2億6,000万ドルに高騰し、1993年には約5億6,000万ドルとなった。

Tは、本件信託の収益の額およびマリン郡の豊かな財政的状况に鑑みて、収益の全部をマリン郡のためにのみ支出することは、不適切で非現実的であるなどとして、シ・プレ原則の適用により、マリン郡以外のためにも本件信託の収益を使用することの許可を求めて、裁判所に信託の変更の申立てをした。これに対して、マリン郡および同郡における非営利団体コンソーシアムなどが異議を唱え、Tを受託者から解任するよう申し立てた。後に、州法務総裁も訴訟参加して、シ・プレ原則の適用に反対した。

事実審裁判所は、他の地域における需要または利益の方が相対的に大きいからといって、効率性や効果といった基準にもとづいてシ・プレ原則を適用すべきでないとして、信託行為の定めの変更を認めなかった。⁽³²⁾他方、本件信託の目的に照らして、信託の収益がマリン郡において使用される限り、同郡以外のプロジェクトや利益のために支出することも可能と解されるとの判断を示した。⁽³³⁾

さらに稀有な例であるが、⁽³⁴⁾United States v. Cerio 事件は、特定の公益目的のために受給される額が過大であり、受給権者の性質および活動の趣旨に照らして適切性を欠くとして、目的の変更が認められた事例である。

(32) *Id.* at 751-53.

(33) *Id.* at 760. この判決後に、訴訟当事者の間では、Tが辞任し、新受託者が選任されること、そして信託の利益を享受するプロジェクトについては、Sの意思を尊重するところを内容とする和解が成立した。

(34) 831 F. Supp. 530 (1993).

この事件では、長年にわたり合衆国沿岸警備隊に勤務していたSが、合衆国沿岸警備隊学校の士官候補生に奨学金を与えることを目的として、遺言による公益信託を設定した。この信託は、本件学校において物理と化学で最も優秀な成績を取めた士官候補生に対して、信託財産の収益を付与することを目的とするものであったが、元本は100万ドルを超えており、奨学金の額は、毎年6万5,000ドルから13万ドルになると予想された。本件学校側は、これほど多額の奨学金を受給することは、教育プログラムに悪影響を及ぼし、公的職務に就く若者を訓練するという学校の使命を損なうとして、定められたとおりの条件で受給することを拒絶した。すなわち特定の目的に限定した多額の奨学金は、士官候補生の間に過度の競争を生み、科目の選択に不当な影響を及ぼし、また人間関係および団結心を阻害するなどと主張して、本件学校を代理した合衆国が、シ・プレ原則にもとづく変更の申立てをしたのが本件である。

連邦地方裁判所は、当該贈与は、本件学校側の主張するとおり、Sの目的を達成することが不可能といえるほど、その履行は実行困難であるとして、シ・プレ原則の適用を肯定した⁽³⁵⁾。その結果、物理と化学で優秀な成績を取めた者だけでなく、科学を専攻する大学院生に対する奨学金、科学の研究プロジェクト、科学を専門とする外部講師の招へいなどの目的のために、本件財産の収益を使用するとの決定を下した⁽³⁶⁾。本判決は、目的達成の困難性を直接的な理由として、シ・プレ原則が適用されたものであるが、実質的には、公益信託によって与えられる利益が、目的に比べて過大であり、受給権者の性質および活動の趣旨に照らして、類似する他の目的に変更され、用途の範囲を拡大する必要性が高いと判断したものと思われる。

以上の事例、特に Estate of Buck 事件のような事案に対しても、シ・

(35) *Id.* at 540.

(36) *Id.* at 541-43.

プレ原則の適用を認めることを念頭において⁽³⁷⁾、統一信託法典、第三次信託法リステイメントおよび非営利公益組織法リステイメントは、定められた公益目的のために信託財産に属する財産の全部を使用することが不経済（wasteful）となったときにも、信託の目的の変更が可能であることを明確にするに至った。ここでいう不経済とは、単に、他に相対的に必要性が高い目的がある、またはより効果的な利用方法があるということではなく、信託財産に属する財産の額が、特定の公益目的を達成するのに必要な額をはるかに超えていることを意味するとされ⁽³⁸⁾、それは、将来的に予想される支出も勘案したうえで判断される⁽³⁹⁾。

特定の公益目的のために信託財産を使用することが不経済であると認定された場合、リステイメントによれば、裁判所は、信託の目的を広く解する、余剰財産を異なったコミュニティの同じ目的のために使用する、または当該目的と合理的に類似する公益目的のために使用することを命ずることができる⁽⁴⁰⁾とする。

(37) Ronald Chester, *Modification and Termination of Trusts in the 21st Century: The Uniform Trust Code Leads a Quiet Revolution*, 35 Real Prop. Prob. & Tr. J. 697, 707 (2001); Tait, *supra* note 12, at 1691.

(38) SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 8, at 775; RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §67 cmt c (1).

(39) *In re Trust of Lowry*, 885 N.E. 2d 296 (Ohio Ct. App. 2008)（ある地域にある墓地の維持管理を目的とする信託が設定されたが、35年間で信託財産の約4分の1ほどしか使用されていなかったため、受託者が、当該墓地の改良および当該地域における様々な設備の改良のために使用できるように信託の変更の申立てをした。オハイオ州控訴裁は、本件信託の信託行為において、一定の場合には他の墓地を購入して墓碑を建立することができる旨も定められており、その場合には相当程度の支出が必要になるので、本件信託の信託財産は、不経済といえるほど過剰ではないと判示して、シ・プレ原則の適用を否定した。）。

(40) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §67 cmt. c (1) (2003).

(3) 合理的に類似する目的

伝統的なシ・プレ原則のもとでは、変更後の目的は、当初の公益目的と可能な限り近似するものでなければならないとされていた。⁽⁴¹⁾ 変更の効果として典型的なのは、目的に付されていた条件が緩和され、受給権者の範囲が拡大または変更されることである。

統一信託法典は、「当初の公益目的と可能な限り近似する目的」でなくとも、「委託者が定めた公益目的に適合する方法」による変更が可能であるとし、また、第三次信託法リステイメントは、委託者が定めた目的と「合理的に類似する公益目的」に変更することを許容する。委託者が当初定めた目的から大きく逸脱するような目的の変更は許されないが、変更可能な目的の範囲がやや拡大されたのである。これが第三の変容点である。変更の範囲という点においても、シ・プレ原則が適用される時代の社会的・経済的ニーズに対応できるように、委託者の死手の支配 (dead hand control) が弱められたといえるであろう。

学説の中には、類似する目的の判断基準が不明確であるとして、委託者の動機を探求することにもとづいて、次のような方法により、変更後の目的を確定することを提唱するものがある。⁽⁴²⁾ すなわち、まず、委託者のヴィジョンにもとづく広い公益目的を特定し、次に、その広い公益目的から、特定のクラスに属する者を受給権者と限定するに至った思考プロセスをたどる。第三に、信託行為の定めを変更する必要がある時点と理由を明らかにしたうえで、最後に、委託者の思考プロセスを逆にたどり、変更の必要がある特定の定めから、次に実行可能な目的を特定する。このような作業

(41) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS §399 cmt. a (1959); SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 14, at 767.

(42) John K. Eason, *Motive, Duty, and the Management of Restricted Charitable Gifts*, 45 Wake Forest L. Rev. 123 (2010).

を通じて、類似の目的が客観的に確定できると主張するのである。⁽⁴³⁾ 委託者の動機または思考のプロセスをたどることは、必ずしも容易ではないと思われるが、類似の目的の確定にあたり、一定の客観的基準を提示するものとして傾聴に値する。

なお、イングランドおよびウェールズにおける2011年チャリティ法⁽⁴⁴⁾ (Charities Act) は、公益贈与に関してシ・プレ原則が適用される場合として次の事由を掲げている。すなわち、①目的の全部または一部が達成された、またはその達成が不可能である場合、②当該贈与に係る財産の一部しか使用できないと定められている場合、③当該贈与に係る財産と他の財産を併合することで、適切な考慮⁽⁴⁵⁾に照らして、より適切に使用することができる場合、④一定の地域と関連付けられて目的が設定されたが、当該地域が一つの単位でなくなった場合、または当該目的が、適切な考慮に照らして不適切となった、もしくは当該贈与の管理が実行不可能となった場合、そして、⑤目的の全部または一部が、(i) 他の方法により適切に実現されてきた、(ii) コミュニティーにとって無益もしくは害を与える等の理由により公益的とはいえなくなった、または (iii) 適切な考慮に照らして、当該財産⁽⁴⁶⁾の効果的な使用方法を提供するものでなくなった場合である。イングランド法では、公益信託が設定された後に、その目的の達成または不達

(43) *Id.* at 158.

(44) チャリティ法は、公益組織に関する基本法である。1993チャリティ法に抜本的な改正が施される形で2006年チャリティ法が成立したが、関連諸規定が統合・整理されて、2011年チャリティ法となっている。なお、2016年には、2011年チャリティ法の一部が改正されている。

(45) 適切な考慮 (appropriate considerations) とは、関連する贈与の趣旨および当初の目的の変更が提案された時点における社会的・経済的状況をいう。See CHARITIES ACT 2011 ss. 62 (2).

(46) CHARITIES ACT 2011 ss. 61 (1).

成が生じたときは、委託者の一般的公益意思の存否にかかわらず、シ・プレ法理により目的の変更が可能とされている⁽⁴⁷⁾。最も注目すべきは、公益的贈与の目的の達成が不可能でなくとも、現在の社会的・経済的状况に鑑みて、シ・プレ原則が適用され、目的の変更が可能とされている点である⁽⁴⁸⁾。

また、同法67条では、裁判所またはチャリティ委員会は、シ・プレ原則を適用するにあたり、①当初の贈与の趣旨、②当該財産が当初の目的に類似する公益目的のために使用される必要性、および③当該財産を使用するチャリティが、現在の社会的・経済的状况に照らして適切かつ効率的な目的を有する必要性を勘案して、当該財産が使用されるスキームを策定すると規定されている⁽⁵⁰⁾。贈与者の意思から大きく乖離することがないように留意しつつも、現在の社会のニーズに照らして、公益目的のために拠出された財産を有益かつ効率的に使用することを許容しているのである。

3. 帰属権利者の指定

委託者は、特定の公益目的の達成が不可能、困難または違法となった場合において、信託は終了するとし、終了時の残余財産を受領する帰属権利者⁽⁵¹⁾ (gift over) を定めることがある。第三次信託法リストatementのコメントでは、永久拘束禁止則⁽⁵²⁾ (rule against perpetuities) に反しない限り、

(47) GRAHAM VIRGO, THE PRINCIPLES OF EQUITY & TRUSTS 218 (2nd ed. 2016).

(48) Charity Commission, Operational Guidance OG2: Application of Property Cy Pres § 1.2 (14 March 2012) available at <http://ogs.charitycommission.gov.uk/g002a001.aspx>; VIRGO, *supra* note 47, at 220.

(49) 大臣が所管しない独立した政府機関であり、チャリティの認定、登録、監督などの権限を有する。

(50) CHARITIES ACT 2011 ss. 67 (3).

(51) gift over は、本来は、贈与の対象たる先行する不動産権が消滅した後
に現実化する権利をいうが、本稿では、「帰属権利者」と表すこととする。

このような定めは有効であるとされている。⁽⁵³⁾

これに対して、Chester は、公益信託が終了したときにおける残余財産につき帰属権利者の定めがあることは、公益信託の目的が達成された、またはその目的の達成が困難となった場合において、信託が終了して残余財産が帰属権利者に帰属するか、当初の公益信託の目的が類似の目的に変更されて存続するか、裁判所が解釈する際の一要素となるにすぎず、一般的には委託者は、第二の目的よりも、当初の公益目的を類似の目的に変更して維持することを優先する意思を有しているはずだとい⁽⁵⁴⁾。また、当初の公益目的が効率的に変更され、維持されるのであれば、法は、当初の公益目的のために既に投下された費用や努力を無駄にすべきでないと述べる。⁽⁵⁵⁾

さらに、長期間経過した後公益信託が終了し、残余財産を帰属権利者たる私人に帰属させるとすれば、管理運営上のコストが増大するおそれがある。例えば、委託者の相続人らに残余財産を復帰させる場合において、

(52) 永久拘束禁止則とは、長期間権利を未確定の状態にしておくことを禁止すること目的とするものであり、伝統的な定義によれば、権利設定時に生存している者の死後21年以内に確定しない権利は無効とされた。しかし、1986年に公表されたモデル統一法である「統一永久拘束禁止法」(Uniform Statutory Rule Against Perpetuities)においては、①権利設定時に生存している者の死後21年以内、または②権利設定時から90年以内に確実に確定しない権利は無効とするが、これらの期間内に権利が確定するかどうかは、権利設定時ではなく、実際に期間が経過した後判断すると定められている。アメリカにおける永久拘束禁止則の詳細は、木村仁「永久拘束禁止則・永久蓄積禁止則と信託の変更—アメリカ法を中心に—」信託研究奨励基金論集第30号105頁以下(2009年)参照。

(53) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §67 cmt. b (2003).

(54) Ronald Chester, *Cy Pres or Gift Over?: The Search for Coherence in Judicial Reform of Failed Charitable Trusts*, 23 *Suffolk U. L. Rev.* 41, 47 (1989).

(55) *Id.* at 60.

委託者の死後相当の期間が経過しているときは、相続人ら承継人の数も多くなり、遺産管理手続きが煩雑なものとなる⁽⁵⁶⁾ことが懸念される。

統一信託法典は、公益信託において私人を帰属権利者とする定めを、シ・プレ原則の適用よりも優先する場合を限定する。すなわち、同法典413条(b)項は、公益信託において、非公益の受益者に対して信託財産を分配する旨の信託行為の定めは、当該定めが効力を生じた時に、①信託財産が委託者に復帰し、かつ委託者が生存している場合、または②信託設定の時より21年未満である場合に限り、シ・プレ原則よりも優先すると規定する⁽⁵⁷⁾。

統一信託法典を採択している州のうち約3分の1の州は、公益信託の目的の達成不能等の事由が生じた場合、信託を終了して帰属権利者に残余財産を譲渡する定めを尊重して、シ・プレ原則の適用を排除することを明示する⁽⁵⁸⁾か、または統一信託法典413条(b)項の規定を除外している⁽⁵⁹⁾。これに対して、約3分の2の州では、同条項が受容されている⁽⁶⁰⁾。統一信託法典を採

(56) CHARLES E. ROUNDS, JR. & CHARLES E. ROUNDS III, LORING AND ROUNDS: A TRUSTEE'S HANDBOOK §9.4.3, at 1476-77 (2017).

(57) UNIFORM TRUST CODE § 413 (b) (amended 2010).

(58) KANSAS STAT. ANN. §58a-413 (2002); NORTH CAROLINA GEN. STAT. §36C-4-313 (d) (2009); NEBRASKA REV. STAT. §30-3839 (2014); NORTH DAKOTA GEN. CODE §59-12-13(2) (2007); OHIO REV. CODE ANN. §5804.13(B) (2008); 20 PENNSYLVANIA CONS. STAT. §7740.3 (2006).

(59) DISTRICT OF COLUMBIA CODE ANN. §19-1304.13 (2004); FLORIDA STAT. ANN. §736.0413 (2006); WYOMING STAT. §4-10-414 (2003).

(60) ALABAMA CODE §19-3B-413; ARIZONA REV. STAT. ANN. §14-10413; KENTUCKY REV. STAT. ANN. §386B.4-130 (2014); MISSOURI CODE ANN. §456.4-413 (2004); MONTANA CODE ANN. §72-38-413 (2013); NEW HAMPSHIRE REV. STAT. ANN. 564-B:4-413 (2017); NEW MEXICO STAT. ANN. §46A-4-413 (2003); TENNESSEE CODE ANN. §35-15-413 (2013); UTAH CODE ANN. §757-7-413 (2004); VERMONT STAT. ANN. §14 A-413 (2009); VIRGINIA CODE ANN. §64.2-731 (2012); WEST VIRGINIA CODE §44 D-4-413 (2011)

択している州を見る限り、公益信託終了時の残余財産につき、私人を帰属権利者とする信託行為の定めがあったとしても、信託の目的の不達成等を原因として信託が終了する場合を制限し、シ・プレ原則の適用を優先させている法域が多いのである。

他方で、統一信託法典は、他の公益団体または公益信託が帰属権利者として指定されている場合には、帰属権利者による権利取得に明確な制限を設けていない。また、公益非営利組織法リステイメントは、より一般的に、代替的受益者（帰属権利者）が定められている場合には、裁判所は原則として、当初の公益目的についてシ・プレ原則を適用して、目的を変更することができないと述べる⁽⁶¹⁾。

これに対して、他の公益団体または公益信託が帰属権利者として指定されていたとしても、それは、シ・プレ原則が適用されて当初の公益目的を変更して存続させるか、信託が終了して帰属権利者に残余財産が帰属するかを判断する一要素となるにすぎず、コスト、社会にとっての有用性、委託者の意思、公序等の諸般の事情にもとづいて、いずれが優先されるかを判断すべきとする説も有力に唱えられており、⁽⁶²⁾ 同旨を述べる判例も存在する⁽⁶³⁾。

ただし、これらの州の一部においては、信託設定時より21年以上の期間であっても、私人を帰属権利者とする定めが容認されている。ARKANSAS CODE ANN. § 28-73-413 (b) (2005) (30年未満を許容); MAINE REV. STAT. ANN. tit. 18-B, § 413 (2005) (50年未満を許容); OREGON REV. STAT. § 130.210 (2) (2010) (50年未満を許容); SOUTH CAROLINA CODE ANN. § 62-7-413 (2) (2014) (永久拘束禁止期間未満を許容)。

(61) RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS § 3.02 cmt. e (Tentative Draft, 2016).

(62) Chester, *supra* note 54, at 62; WILLIAM M. MCGOVERN, SHELDON F. KURTZ, DAVID M. ENGLISH & THOMAS P. GALLANIS, WILLS, TRUSTS AND ESTATES § 10.10, at 453 (2017).

以上のとおり、公益信託が終了したときにおける残余財産につき帰属権利者の定めがある場合において、公益信託の目的が達成された、またはその目的の達成が不可能となったとき、信託が終了して残余財産が帰属権利者に帰属するか、当初の公益信託の目的が類似の目的に変更されて存続するのかという点につき、アメリカの判例法、制定法および学説は一致しているとはいいがたい。しかしながら、統一信託法典に限っていえば、アメリカ法は、委託者に公益信託終了時の帰属権利者を指定する自由を認め、その定めにしたがって残余財産を分配することを肯定しつつも、私人が帰属権利者として定められている場合には、帰属権利者の拡散を防止するという実務上の配慮や、私人の権利が未確定である状態を長期間放置することを許さないという公序にもとづいて、信託を終了させて帰属権利者に残余財産を帰属させる定めを制限して、当初の公益目的の変更を優先させている。

他方で、帰属権利者として他の公益信託または公益法人が定められている場合には、公益信託の目的が達成された、またはその目的の達成が困難となったとき、原則として信託は終了し、残余財産は帰属権利者に帰属することとなる。この場合、残余財産が、当初の公益目的に類似したものでなくとも、いずれにせよ公益のために使用され、また、時の経過によって

(63) Home for Incurables of Baltimore City v. University of Maryland Medical System Corp., 797 A. 2d 746 (Md. 2002) (リハビリが必要な白人の患者のための施設を建設することを目的として、財産が病院に遺贈されたが、遺言では、当該遺贈が受け入れられない場合には、当該財産の帰属権利者はM病院と定められていた。メリーランド州最高裁は、人種差別的な条件を定めることは違法であるが、帰属権利者の定めの有無は、シ・プレ原則が適用されるか否かを判断する要素の一つにすぎないと述べて、シ・プレ原則にもとづいて、特定の人種に限定する文言を削除したうえで、当初の遺贈が存続すると判示した。)

帰属権利者が拡散することが想定されにくいからである。しかしながら、委託者が、帰属権利者の状況を含む事情の変更、当初の公益信託のために投下された費用または信託終了の費用等を予見していたとすれば、第二の目的たる帰属権利者への譲渡よりも、当初の公益目的を類似の目的に変更することを優先したかもしれない。このような考慮にもとづいて、公益団体または公益信託が帰属権利者として指定されていたとしても、それは、シ・プレ原則が適用されて当初の公益目的を変更して存続させるか、信託が終了して帰属権利者に残余財産が帰属するかを判断する一要素にすぎないとみる判例・学説が存在するのである。

4. 小規模かつ相当期間が経過している公益信託の変更

2006年に成立した「公益組織の基金の思慮深い運用に関する統一法」(Uniform Prudent Management of Institutional Funds Act, 以下「UPMIFA」という)は、公益組織⁽⁶⁴⁾(institution)における資産の管理運用に関する統一モデル法であり、1972年の「公益組織の基金の管理運用に関する統一法」(Uniform Management of Institutional Funds Act)を改正したものである。UPMIFAは、非営利法人等の公益組織に対して適用されるが、公益組織が受託者である限りにおいては、公益信託にも適用される⁽⁶⁵⁾。現在、ペンシルバニア州を除くすべての州において採択されている⁽⁶⁶⁾。

UPMIFAでは、統一信託法典と同内容のシ・プレ原則および逸脱の原則が規定されているが、重要であるのは、これらに加えて、一定額以下の⁽⁶⁷⁾

(64) 公益目的のためにのみ財産を管理する法人、団体、政府機関または公益信託等をいう。See UPMIFA §2 (4) (2006).

(65) UPMIFA prefatory Note, at 1 (2006).

(66) [http://www.uniformlaws.org/Act.aspx?title=Prudent Management of Institutional Funds Act](http://www.uniformlaws.org/Act.aspx?title=Prudent%20Management%20of%20Institutional%20Funds%20Act).

(67) UPMIFA §6 (b), (c) (2006).

基金につき、その基金設立から一定の期間が経過した場合には、これを管理する公益組織は、裁判所の許可を得ることなく、シ・プレ原則を適用して基金の定めを変更できるとしている点である。すなわち、同法6条(d)項は、公益組織が、贈与証書において、基金の管理、投資または目的に対して定められている条件を履行することが不法、不可能、困難または不経済となったと判断した場合において、次の三つの要件をすべて満たすとき、当該公益組織は、法務総裁に通知してから〔60日〕後に、当該条件の全部または一部を失効させるまたは変更することができるとする。その要件とは、①当該定めが適用される基金の価額が、〔2万5,000ドル〕未満であること、②基金が設立されてから、〔20〕年以上が経過していること、そして、③当該公益組織が、贈与証書に明示されている公益目的と適合した方法で財産を使用すること、である。⁽⁶⁸⁾

本規定の趣旨は、基金の規模が比較的小さい場合には、基金の定めの変更を申し立て、裁判所の承認を得る手続に要するコストにより、必要かつ適切な変更が阻害されないように、裁判所の承認に代えて法務総裁への通知でよいとする一方で、基金の目的に示された出捐者の一般的公益意思を損なわないように、基金が設立してから相当期間が経過していること、および一般的公益意思との適合性を要件としたことにある。⁽⁶⁹⁾また、法務総裁が、当該変更を不適切と判断した場合には、公益組織に対して再考を促し、改善されないようであれば、変更の差止を求める訴訟を提起することができるように、公益組織は、法務総裁に対して通知をした時から一定の期間を経過しなければ、実際に変更することができないとしている。出捐者の一般的公益意思を尊重しつつ、実際の運営に鑑みて、公益組織の基金の定

(68) UPMIFA §6 (d). []内の数字については、各州の裁量により変更することができる。

(69) UPMIFA §6 (d) comment.

めを効率的に変更することを可能にするものとして注目される。

5. シ・プレ原則の根拠をめぐる議論

近年のアメリカ法は、信託行為に別段の定めがない限り一般的公益意思を推定するなど、シ・プレ原則の要件を従来よりも緩和し、その適用をより広く認める傾向にあることが看取された。また、信託行為に残余財産の帰属権利者として私人が指定されていたとき、信託の目的が達成された、またはその達成が不可能となったことを原因として、信託が終了して帰属権利者に残余財産が帰属する場合を限定し、シ・プレ原則の適用を優先する州が多数である。帰属権利者が他の公益信託または公益法人であったとしても、それは、シ・プレ原則によって当初の信託の目的が変更されるか、帰属権利者に残余財産が帰属するかを判断する一要素となるにすぎないと判例・学説も有力である。このような現代的変容を遂げたシ・プレ原則を支える理論的根拠は何であろうか。委託者の魂の救済にその根拠を求める見解は現在では正当性を失っているが、シ・プレ原則の本質について、⁽⁷⁰⁾何らかの点で委託者の意思の実現に基礎を置く見解と、現在における公共の利益ないし財産の効率的利用を重視する見解に大別される。

前者、すなわち委託者の意思に依拠する見解は、さらに三つに分類される。第一に、いったん委託者が財産を公益目的のために拠出したのであれば、当初定められた公益目的が達成された、またはその達成が不可能となったときでも、委託者は、残余財産を自己に復帰させる意思を有していなかったはずだとして、一般的公益意思か特定の公益意思を有しているかにかかわらず、他の公益目的のために財産を使用しなければならないと主張するものがある。⁽⁷¹⁾これも広義の意味で、シ・プレ原則の基礎を委託者の意思に

(70) Jonathan Garton, *Justifying the Cy-pres Doctrine*, 21 Trust L. Int'l. 134, 137 (2007).

求めるものであるといえる。しかしながら、残余財産につき自己を受益者とする復帰信託を否定する意思と一般的公益目的とは、必ずしも同一視されるものではなく、また、この理論では、あらゆる公益目的ではなく類似の目的に変更することを正当化することはできないとして強く批判されて⁽⁷²⁾いる。

第二に、特定の公益目的の達成または不達成のときに、当初の目的に最も近似する公益目的への変更が正当化されるのは、委託者が一般的な公益意思を明確に示しているからであるとの立場に立てば、シ・プレ原則の要件を緩和し、変更の範囲を拡大することに対しては、委託者による財産処分⁽⁷³⁾の自由に対する侵害であり、委託者の意思の実現が損なわれるとして、これに批判的な態度をとることになる。すなわち、信託行為の定めにおいて示された委託者の意思から離れて、財産の帰趨を後の世代の移ろいやすい世論に委ねるとすると、個人が自己の死後に財産の管理・処分を決定する自由を侵害することになり、ひいては公益組織または公益信託に対する財産の抛出が減少すると述べるのである。また、一般的公益意思を推定することや変更の範囲を拡大することで、その基準が不明確となり、司法判断のコストまたは公益組織・信託の管理運営コストが増大すると指摘も⁽⁷⁴⁾ある。信託行為の定めにおいて示された委託者の死手による支配の尊重を強調するものであるが、この見解は、委託者が信託の設定時に、公益目的

(71) L. SHERIDAN & V. DELANEY, *THE CY-PRES DOCTRINE* 37 (1959).

(72) Garton, *supra* note 70, at 144; MULHERON, *supra* note 5, at 69.

(73) Eric Pearsons, *Reforming the Reform of the Cy Pres Doctrine: A Proposal to Protect Testator Intent*, 90 Marq. L. Rev. 127, 147-48 (2006).

(74) Mulheron, *supra* note 5, at 87; Alberto B. Lopez, *A Reevaluation of Cy Pres Redux*, 78 U. Cinn. L. Rev. 1307 (2010). Lopez は、委託者の一般的公益意思を推定するのではなく、特定の公益意思を推定し、一般的公益意思を主張する者が、その立証責任を負うべきことを提唱する。

の達成または不達成を招来するあらゆる事情を予見することは困難であり、長期間にわたって信託行為の文言にのみ拘束されるとすれば、公の目的に供与された財産の利用が、事情の変化とともに非効率となる点を等閑視している。少なくとも、シ・プレ原則の要件を緩和する近年のアメリカ法の理論動向を、適切に説明することはできない。

第三に、信託行為の定めにおいて示された委託者の公益的意思を尊重しつつも、委託者が信託を設定した時に予見することができなかった事情が発生して、信託の目的に従った財産の利用が非効率的となったときは、これを類似の目的に変更することこそが委託者の合理的意思であるとして、シ・プレ原則を正当化する有力な説がある。すなわち、合理的な委託者であれば、自らの死後に事情の変更により信託の目的が達成された、またはその達成が不可能となったときは、信託の目的を含めて信託行為の定めが変更されることを黙示的に承認していたと推定できるという⁽⁷⁵⁾。委託者の意思に仮託して、シ・プレ原則を根拠づけるものであり、擬制的な面は否めないが、目的を達成することが困難となった基礎的事情の変更の程度に応じて委託者の意思を合理的に解釈し、類似の目的への変更を正当化する理論であり、後に検討するエクイティ上の逸脱原則と共通の基盤を提示するものである⁽⁷⁶⁾。

以上のように、委託者の明示的または黙示的な意思にもとづいてシ・プレ原則を正当化する説に対して、現在における公共の利益または財産の効

(75) RICHARD A. POSNER, *ECONOMIC ANALYSIS OF LAW* §19.3, at 712 (9th ed. 2014); John G. Simon, *American Philanthropy and the Buck Trust*, 21 U. S. F. L. Rev. 641, 645 (2010).

(76) Simon は、基礎となる事情の変更の程度が大きければ大きいほど、委託者はその変更を予見することができなかつたと推測することができ、定めの変更がより正当化されるという。See Simon, *supra* note 75, at 644.

率的利用を根拠として、シ・プレ原則適用のより一層の拡大を主張するものも多い。この見解によれば、統一信託法典や第三次信託法リステイトメントで示されたシ・プレ原則の要件の緩和および適用の範囲の拡大では不十分であり、さらに委託者の死手による支配を弱めて、信託の目的に係る信託行為の定めの変更を、より容易に認めることになる。具体的には、委託者の仮定的な意思にもとづく変更ではなく、一般公益が促進される程度、期間の経過、委託者の意思に従うことに伴う負担等を勘案し、客観的に合理的な変更の提案であれば承認すべきとする⁽⁷⁷⁾、公益信託の設定または公益目的のための贈与がされてから一定の期間が経過した後は、公益信託の受託者または公益組織が当該目的の達成が困難であると判断すれば、より広いミッションのために目的に係る定めの変更を認めるべきと主張する⁽⁷⁸⁾説、また、公益信託のために拠出された財産は、長期間にわたり信託行為の定めによりその利用目的が制限されるが、この対価として、公益目的の達成が挫折した場合には、社会は最も効率的な方法でこれを使用する権利を得るべきと主張するもの⁽⁷⁹⁾、などがある。さらには、不明確な基準により裁判所が公益信託を変更するのではなく、受託者の判断により、死手の支配を完全に排除することを唱える見解も存在する⁽⁸⁰⁾。

(77) Katie Magallanes, *Beyond Donor Intent: Leveraging Cy Pres to Remedy Unintended Burdens Caused by Charitable Gifts*, 40 ACTEC L. J. 407, 426-31 (2014).

(78) Melanie B. Leslie, *Time to Sever the Dead Hand: Fisk University and the Cost of the Cy Pres Doctrine*, 31 Cardozo Arts & Ent. L. J. 1, 16-17 (2012); Iris J. Goodwin, *Ask Not What Your Charity Can Do for You: Robertson v. Princeton Provides Liberal-Democratic Insights into the Dilemma of Cy Pres Reform*, 51 Ariz. L. Rev. 75, 123 (2009).

(79) MULHERON, *supra* note 5, at 88; SIMON GARDNER, AN INTRODUCTION TO THE LAW OF TRUSTS 112-13 (3rd ed. 2011).

(80) Rob Atkinson, *Reforming Cy Pres Reform*, 44 Hastings L. J. 1111, 1142-48

統一信託法典および第三次信託法リステイトメントは、時の経過のみを要件として、受託者が現在のニーズに応じて、信託の目的に表された委託者の意思を自由に変更することを容認するものではなく、その点では、現在における公共の利益または財産の効率的利用のみに依拠することは、シ・プレ原則の正当化としては、不十分である。しかし、公益目的に係る定めにおいて示された委託者の意思を貫徹することと、公益目的のために供与された財産を、現在の社会的・経済的ニーズを反映して効率的に活用するというバランスにおいて、後者を重視する方向に舵をきった⁽⁸¹⁾ことができる。現代アメリカ法の動向の底流には、公益のために供与された財産の効率的利用の促進および事情変更にもとづく委託者の合理的な意思解釈という考慮が存在するといつてよいであろう。

Ⅲ. アメリカ法におけるエクイティ上の逸脱の原則

1. 内容

第二次信託法リステイトメントは、委託者が信託設定時に予見することのできなかつた事情の変更により、信託行為の定めに従うことが信託の目的の達成を不可能にする、または相当程度困難にする場合、裁判所は、シ・プレ原則ではなく、私益信託の場合と同様、エクイティ上の逸脱 (equitable deviation) の原則により、受託者が当該信託行為の定めから逸脱する、または当該信託行為の定めを変更⁽⁸²⁾することを許容する。

(1993). Atkinson は、後に、受託者と州法務総裁が協調し、政府の取用権を利用して、公益財産の管理につき当事者適格を有する私人と和解することにより、信託行為の定めを変更することを主張する。See Rob Atkinson, *The Low Road to Cy Pres Reform: Principled Practice to Remove Dead Hand Control of Charitable Assets*, 58 Case W. Res. L. Rev. 97, 144-61 (2007).

(81) Lopez, *supra* note 74, at 1331.

(82) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS §381 (1959). 例えば, Merchants

公益財団に対して逸脱の原則が適用されたものとして最も有名なものは、バーンズ財団をめぐる一連の事件であろう。事実は次のとおりである。バーンズ (Barnes) は、ある化学物質を作り出したことで富を得て、ルノワール等多くの有名画家の絵画を収集した。彼は1922年に、優れた絵画を鑑賞し、芸術教育を促進することを目的として、財団を設立し、所有する絵画のコレクション、不動産および金銭などを贈与した。ペンシルバニア州のメリオン (Merion) にギャラリーが建立され、財団の定款では、当該ギャラリーは、通常の美術館としてではなく、教育機関として使われること、また、バーンズとその妻の死後は、9月から6月の間の土曜日のみ一般公開されるが、入館できるのは一般庶民 (plain people)⁽⁸³⁾と規定されていた。このような規定にもかかわらず、本件財団は公益財団と認定された。さらに、入館料を徴収してはならず、すべての絵画は、バーンズとその妻が死亡した時と全く同じ状態で保持されなければならない、そして一切貸出しを禁止すると定められていた。⁽⁸⁴⁾バーンズの死後、ペンシルバニア州法務総裁が、このギャラリーを一般公開するよう求めたのに対して、同州裁判所は、税制が優遇されるためには、一般に公開しなければならないと判示⁽⁸⁵⁾した。

Bank & Trust Co. v. Garrett 33 So. 2d 603 (1948) では、老齢の女性が入居する施設を運営することを目的として、債券が信託財産として信託され、信託行為では、施設の維持のためには収益のみを用いて、元本を取り崩してはならない旨が定められていたが、委託者の死後、施設の維持費が上昇したので、裁判所は、元本を適宜取り崩して施設の維持費に充当することを許可した。

(83) Barnes Foundation Bylaws, art. IX §2, at para. 30 available at http://www.barneswatch.org/main_bylaws.html; Commonwealth v. Barnes Foundation, 159 A. 2d 500, 502 (1960). 一般庶民とは、「小売店、工場、学校などで労苦して生計を立てている男女」であると記されている。

(84) Barnes Foundation Bylaws, art. IX §2, at para. 10, para. 13.

その後、バーンズ財団の当初の基金はほぼ枯渇し、ギャラリーは運営資金難に陥ったが、本件公益財団の受託者は、1990年代に、定款の変更を求める一連の訴訟を提起し、入館料の徴収、開館日の増加、ギャラリー内で資金調達イベントを実施することなどについて裁判所の許可を得ることができた。⁽⁸⁶⁾ また、ある機関から、メリオンからフィラデルフィアにある新しい施設にギャラリーを移転することを条件に、約1億5,000万ドルの財政的支援を提供するという申し出を受けたので、受託者が絵画の移転を禁止した定款の変更を申し立てた。⁽⁸⁷⁾

ペンシルバニア州裁判所は、バーンズ財団の財政状況に鑑みて、「現在のギャラリーの場所は、不可侵のものではなく、委託者の究極的な目的を達成するために必要であれば、移転することができる」⁽⁸⁸⁾ と述べ、本件ギャラリーを新しい施設に移転することは、財団を維持するための必要最小限の変更であるとして、定款の変更の申立てを許可した。⁽⁸⁹⁾ 委託者が予見することのできなかった事情の変更により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めに従うことが、信託の目的の達成を相当程度困難にすることを理由として、信託事務の処理の方法を変更することが肯定されたのである。

他方で、信託行為において一定の事由が生じたときには、信託が終了し、残余財産が帰属権利者に帰属する旨が明確に定められている場合には、当

(85) Commonwealth v. Barnes Foundation, 159 A.2d. 500, 506 (1960).

(86) SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 14, at 778; In re Barnes Found., No. 58,788 (Pa. Ct.Com.Pl. Montgomery County Orphans' Div. Jan 29, 2004) at 11 available at <https://www.law.umaryland.edu/programs/initiatives/arts/documents/Barnes041dec.pdf>

(87) In re Barnes Found., No. 58,788 (Pa. Ct.Com.Pl. Montgomery County Orphans' Div. Jan 29, 2004) at 4-6.

(88) *Id.* at 24.

(89) In re Barnes Foundation, No. 58, 788, 2004 WL 2903655, at 19.

該信託行為の定めを変更し、または信託行為の定めから逸脱することは認められない。例えば、信託行為において、特定の信託財産を特定の公益目的のためにのみ使用し、これに従わない場合には、信託が終了し、当該財産は帰属権利者に帰属する旨が明確に定められているとき、事情の変更により信託財産を売却することが不可欠となったことを理由に、信託行為の定めから逸脱し、これを売却することはできないとされる⁽⁹⁰⁾。また、信託の目的を損なうような信託行為の定めからの逸脱は、受託者が信託の目的を達成する合理的な努力を尽くしたのであれば、認められない⁽⁹¹⁾。

(90) *Mississippi Children's Home Society v. City of Jackson*, 93 So. 2d 483 (Miss. 1957) (ある土地が公益信託のために提供され、信託行為において、信託財産たる当該土地は慈善、人道および教育目的のためにのみ使用され、これを売却してはならず、当該目的以外のために使用されたときには、当該土地は、地方公共団体に帰属する旨の定めがあった場合に、事情変更により当該土地を売却することの許可を求める申立てがされたが、逸脱の原則の適用が否定された事例)。

(91) *Museum of Fine Arts v. Beland*, 735 N.E.2d 1248 (2000) においては、委託者が、貴重な絵画17点を公益信託の受託者(被告)に遺贈したが、信託行為では、遺贈の目的は、特に一定の地域において美術作品に対する一般市民の関心を引き起こすことにあり、美術館で展示されること、そして受託者は絵画を譲渡してはならないことが定められていた。これら絵画の占有は、受託者から美術館(原告)に移転されたが、当該美術館ではそのうち3点のみが常時展示されていた。他の14点については倉庫に保管されていたが、希望があれば鑑賞できることにしていた。受託者は、美術館では絵画の一部しか展示されておらず、信託の目的が達成されないとして、シ・プレまたは逸脱の原則にもとづいて、これらの絵画を売却しようとしたところ、原告美術館が、信託行為の定めにより受託者が絵画を売却することは禁止されていることの宣言判決を求めた。マサチューセッツ州最高裁は、絵画を売却してしまうと一般市民が鑑賞することができなくなり、委託者が設定した目的に反するとし、また、近隣の美術館での展示を試みるなど信託の目的を達成する合理的な努力が尽くされていないとして、シ・プレまたは逸脱の原則を適用することは適切でないと判示した。 *Id.* at

2. 受託者の義務

リステイトメントによれば、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めに従うことが、信託財産にとって相当程度の損失となることを受託者が知っている、または知るべきであったとき、受託者の善管注意義務の一環として、裁判所に対して、当該信託行為の定めを変更する、または当該定めからの逸脱を申し立てる義務を負うとされる⁽⁹²⁾。信託事務処理の方法に係る信託行為の定めが、事情の変更により、信託財産にとって損失となることが明らかであるとき、受託者は変更または逸脱の適否を検討し、裁判所に対して逸脱の許可を求める等の措置を講じなければ、信託財産の損失をてん補する責任を負うことがありうるというのである。ただし、信託行為の定めから即時に逸脱する必要があるときは、受託者は、事前に裁判所の許可を得る必要はなく、当該定めから逸脱することができ、結果的に信託財産に損失が生じたとしても、その判断が悪意または信託行為の定めに対する不合理な無関心によってなされたのでない限り、責任を負わないとされている⁽⁹³⁾。

なお、統一信託法典は、信託行為の定めの変更または逸脱を求める受託者の義務について、何ら規定していない。

3. シ・プレ原則との関係

エクイティ上の逸脱の原則は、公益目的自体を変更するものではなく、受託者が、財産の管理に関する定めから逸脱する権限を許可するにすぎな

1252.

(92) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §66 (2) (2003); RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS §3.03 cmt. c (Tentative Draft, 2016).

(93) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §66 (2) cmt. e (2003); RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS §3.03 cmt. c (Tentative Draft, 2016).

いという点で、シ・プレ原則とは異なっているといわれてきた⁽⁹⁴⁾。しかしながら、近年、逸脱の原則の要件および適用範囲の拡大に伴い、シ・プレ原則との境界が必ずしも明確とはいえないとの指摘が⁽⁹⁵⁾されている。統一信託法典412条は、裁判所による信託行為の定めの変更または信託の終了を規定するが、その(a)項では、「委託者が予見することのできなかった事情により、信託の変更または終了が当該信託の目的を促進するときは、裁判所は、信託の管理もしくは分配に関する信託行為の定めを変更する、または信託を終了することができる。実現可能なかぎり、委託者の推定的な意思にしたがって、信託は変更しなければならない⁽⁹⁶⁾。」と規定されており、第三次信託法リステイメント⁽⁹⁷⁾も同様の規定を設けている。

これらの規定では、信託の管理に関する信託行為の定めだけでなく、利益の分配に関わる定めについても、変更または逸脱の対象とすることが明示されている。利益の分配は信託の目的と密接に関連することが多いとすれば、このような逸脱の原則の内容は、信託の目的の変更に関するシ・プレ原則に近接することになるであろう。また、シ・プレ原則の根拠を、事情の変更にもとづく委託者の意思の合理的解釈に求める見解に依拠するとすれば、逸脱の原則と共通の基盤が存在することがより明らかとなる。

(94) Pearsona, *supra*, note 73, at 142.

(95) Chester, *supra* note 37, at 709; SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 14, at 776; RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS §3.03 cmt. d (Tentative Draft, 2016).

(96) UNIFORM TRUST CODE §412 (a) (amended 2010).

(97) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS §66(1) (2003)「裁判所は、委託者が予期できなかった事情により、信託行為の定めを変更する、または信託行為の定めから逸脱することが、信託の目的をより促進するときは、信託の管理もしくは分配に関する信託行為の定めを変更する、または受託者が、信託管理もしくは分配に関する信託行為の定めから逸脱することを命じ、もしくは許可することができる。」

しばしば問題となるのは、受給権者の資格要件として、特定の人種、宗教または性が定められている場合に、これらの定めの変更は目的の変更となり、シ・プレ原則の適用対象となるのか、あるいは信託の目的を達成するための手段にすぎず、逸脱の原則が適用されるのかという点である。判例の中には、目的を広く解することにより、シ・プレ原則ではなく、より要件が緩やかな逸脱の原則に依拠して、信託行為の定めの変更を認めるものがある。

例えば、Trustees of Dartmouth College v City of Quincy 事件⁽⁹⁸⁾においては、委託者は、遺言により、不動産その他の財産につき、クインシー町(Y)を受託者とする信託を設定した。信託行為において、当該財産は、クインシーで生まれた女子生徒のために学校を設立し、運営するためにのみ使用すること、この遺言の定めに従わない場合、または定められた目的以外のために本件財産を使用した場合には、残余財産をX大学に帰属させると規定されていた。約100年後に、本件財産により運営されている女子学校は、その生徒数が定員の7割程度になり、財政的な危機に陥った。

そこでYは、クインシーで生まれた女子生徒については、本件信託財産から学費の一部を補助するが、他の女子の入学も認めて、彼女らの授業料は全額自己負担とすることを提案した。これに対して、残余財産の帰属権利者であるX大学が、Yに対して、クインシー以外で生まれた女子を入学させることの差止めを求めた。

マサチューセッツ州最高裁は、遺言者の主たる意図は、女子のための教育機関を設立することであり、このような一般的な意思は、完全に文言に従うことが不可欠であると明示されていない限り、細部の規定よりも優先されなければならないと判示した⁽⁹⁹⁾。信託の目的を広く解し、信託の目的の

(98) 258 N.E. 2d 745 (Mass. 1970).

達成は完全に不可能になったとはいえないとして、シ・プレ原則の適用を否定する一方で、逸脱の原則により、利益を受ける者の範囲を拡大したのである。

非営利公益組織法リステイメントは、目的の変更に当たるのか、あるいは財産の管理方法に関する定めの変更または逸脱にすぎないのか、明らかでない場合があることを前提に、そのような場合には、逸脱の原則により、公益財産に関する定めを変更する、またはその定めから逸脱することの可否を判断すべきとする。すなわち、同3.03条b項は、「公益財産の使用に関する特定の条項が、当該財産の管理に関するものであるか、当該財産が出捐された目的に関するものであるか不明であるとき、裁判所は、3.02条が規定するシ・プレ原則ではなく、逸脱の原則を適用する。⁽¹⁰⁰⁾」と定める。目的の変更か財産の管理方法の変更か、いずれであるか不明である場合には、要件が厳格なシ・プレ原則ではなく、逸脱の原則を優先的に適用し、可能な限り信託行為の定めの変更を認める方向で解釈する姿勢がみとれる。

IV. 我が国における公益信託法の見直しについて

法制審議会信託法部会においては、公益信託法の見直しに関する中間試案が取りまとめられた。ここでは、中間試案のうち、帰属権利者の定めに関するもの、公益信託の目的の変更に関するもの、および信託事務の処理の方法の変更に関するものを取り上げて、若干の考察を加えたい。

(99) *Id.* at 750.

(100) RESTATEMENT OF CHARITABLE NONPROFIT ORGANIZATIONS § 3.03 (b) (Tentative Draft, 2016).

1. 帰属権利者の定め

中間試案では、公益信託終了時における残余財産については、公益信託の信託行為には、残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かなければならないものとするとしたうえで、信託が終了した時における残余財産の帰属権利者については、当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体と定めなければならないとするとの案が示されている⁽¹⁰¹⁾。

信託が終了した場合の残余財産の帰属権利者につき、予め定めておくことを求めることによって、信託終了時の事務処理が容易になり、法的安定性が高まることは確かであろう。また、公益社団法人または公益財団法人の認定においては、清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等または国もしくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めていることが要件とされており⁽¹⁰²⁾、公益信託における残余財産の帰属権利者に関する中間試案は、これと整合的であるといえる。

これに対してアメリカ法は、帰属権利者を定めておくことを、公益認定の要件とはせず、定めの有無は委託者に許される自由の範囲内であるとする。我が国の信託法も、信託行為において帰属権利者を定めることを求めておらず、公益信託においても、委託者の中には、信託が終了する時期およびその状況等を予測して、残余財産の帰属先を予め決定しておくことが困難と考える者も存在すると思われる。また、最終的な残余財産の帰属先

(101) 中間試案・第17の1。なお、公益信託の成立時に拠出された信託財産の帰属権利者については、委託者等の私人を指定することを許容する考え方もあると注記されている。

(102) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）5条18号。

として、国庫等が定められるのであれば、税の優遇措置は肯定すべきである。したがって、残余財産の帰属権利者を定めておくことを公益信託の認定要件とする必要はないと思われる。公益信託の委託者が残余財産の帰属権利者を定めていないということは、委託者の意思の合理的解釈として、当該目的の達成または不達成の場合に、直ちに信託を終了させるよりも、その時において類似の目的をもつ他の公益信託として継続させることを望むものと解して差し支えなく、またこのように解することが、公益のために供与された財産の効率的利用に資するということができる。

帰属権利者を予め定めておく場合、私人を帰属権利者とするのは、税制優遇を受けることが困難になるという問題があるとしても、当該公益信託と「類似の目的を有する」他の公益信託若しくは公益法人等又は国若しくは地方公共団体に限定する必要はない。信託終了時における残余財産を、委託者が当該公益信託とは異なる公益目的を有する他の公益信託または公益法人等に帰属させる自由を否定する理由はないからである。当初の公益信託に寄附をする委託者以外の者も、寄附をする時に、残余財産が別の公益目的のために使用される可能性があることを了承して財産を拠出するのであるから、寄附をした者の期待が不当に害されるとの懸念は生じない。したがって、帰属権利者を他の公益信託また公益法人等に指定する場合でも、類似の目的を有するものに限定する必要はなく、いかなる目的を有するものであっても、公益の用に供与するものであれば、委託者によるプランニングの自由に含まれるものとして、許容すべきであろう。

2. 公益信託の目的の変更

中間試案では、(1) 公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができる⁽¹⁰³⁾とされている。また、(2) 公益信託の目的を達

成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは、⑦委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、公益信託の目的を他の公益目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとし、④委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとするとの案が提示されている。⁽¹⁰⁴⁾

基本的に、委託者、受託者および信託管理人の合意がある場合に、行政庁の認可を受けて公益信託の目的を変更できるとすることに異論はないが、特定の公益目的のために寄附をした者の期待を保護するという見地からは、変更後の目的は、当初の公益信託の目的と類似するものに限定すべきであると考えられる。

また、シ・プレ原則については、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、公益信託の目的を達成した、またはその目的を達成することができなくなったときは、裁判所は、委託者、受託者または信託管理人の申立てにより、信託の目的を類似の目的に変更することを命ずることができる、との規定を設けるべきである。公益信託においては、私益信託よりも長期に存続することが予想されるところ、信託設定時に予見することのできなかった事情の変更により、公益信託の目的が達成された、またはその目的を達成することができなくなった場合には、信託関係人の合意がなくとも、裁判所による後見的関与によって類似する目的への変更を認めることが、委託者の合理的意思に合致し、信託財産の効率的利用に資するといえるからである。また、信託事務の処理の方法と信託の目的は、必ずしも明確に区別できるとは限らず、前者について、信託関係人

(103) 中間試案・第15の2(1)。

(104) 中間試案・第15の2(2)。

の申立てにもとづく裁判所の命令による変更を認めるのであれば、後者についても同様の規定を設ける必要があると思われる。

(1) 帰属権利者が指定されていない場合

帰属権利者を予め定めないことが許容されるのであれば、「公益信託の目的が達成されたとき、又はその目的を達成することができなくなったとき」の解釈においては、信託の目的の達成または不達成が明らかでなくとも、時の経過に伴う社会的・経済的事情の変更の程度が大きく、当該目的のために信託財産のすべてを使用することが、社会経済的に見て著しく妥当性を欠くに至ったときは、信託の目的の変更が認められてよいと思われる。例えば、信託財産に属する財産の額が、特定の公益目的を達成するのに必要な額をはるかに超えている場合にも、信託財産の一部を類似の目的に変更できると解してよいであろう。このように解することは、帰属権利者を定めなかった一般的な委託者の合理的意思解釈として妥当であり、また公益の用に供与された信託財産の効率的な利用に資することになるといえるからである。

また、変更の対象となる信託行為の定めが信託の目的に関するものであるか、信託事務の処理の方法に関するものか明らかではないときには、事情の変更の程度に応じて、信託の目的を広く解することにより、信託事務の処理の方法にあたるものとして可能な限り柔軟に信託行為の定めを変更することができるように解釈されるべきであろう。

当初の公益信託の目的が達成された、またはその目的を達成することができなくなった場合において、類似の目的に変更することも不可能なときは、信託は終了するほかない。その場合、いったん公益目的に供与した財産は、できるかぎり公共のために使用することが、一般的な委託者の意思と合致するのであれば、残余財産は、清算受託者ではなく国庫に帰属させ

るのが妥当であると思われる。

なお、公益の目的の達成または不達成により信託が終了するという事態は、信託設定時に当然に想定することができるので、目的の達成または不達成を理由に類似の目的に変更することを許容する信託行為の定めがない場合に、目的を変更して当該公益信託の継続を認めることに反対する見解⁽¹⁰⁵⁾がある。しかしながら、委託者の中には、自己の死後におけるあらゆる事情を予見して、信託の目的が達成される時期、達成が不可能となる場合を明確に定めることが困難と考える者もいるであろう。公益目的の達成または不達成に関する信託行為の定めがないとき、委託者の意思の合理的解釈として、信託の目的が達成された、またはその達成が不可能となった場合に、当該信託を終了してこれを清算するよりも、財産を抛出した主たる目的たる当該公益信託と類似の目的をもつ他の公益信託として継続させることを望むものと解して差し支えない。

(2) 帰属権利者が指定されている場合

公益目的を有する他の公益信託または公益法人等が帰属権利者として指定されている場合において、当該公益信託の目的が達成された、またはその達成が不可能であることが明らかであるとき、当該公益信託が終了しても残余財産は公益のために抛出されるのであるから、原則として、当該公益信託は終了し、残余財産は指定された帰属権利者に譲渡されるとしてよい。ただし、委託者が、信託行為の時に帰属権利者に関して予見することのできない事情が生じた結果、公益信託が設定された経緯、信託行為の定めに表示されている委託者の意思、帰属権利者および信託財産の状況、信託の終了または変更に伴うコストその他の事情に照らして、当該帰属権利者

(105) 佐久間毅「公益信託法改正の論点」信託271号16頁（2017年）。

に残余財産を帰属させることが不適切となった場合、裁判所が、委託者、受託者または信託管理人の申立てにより、当初の公益目的と類似する目的を有する公益信託への変更を命ずることができるとして、信託を継続させる道を残しておくことが必要である。長期間にわたって存続することが可能である公益信託においては、委託者が予め帰属権利者を指定していたとしても、帰属権利者をめぐる状況につき、信託行為の時に予見することのできなかった事情が生ずることが考えられる。例えば、公益目的の達成または不達成の場合において、帰属権利者たる公益法人または公益信託の財産の額が、その目的を達成するために必要な額をはるかに超えており、残余財産を受領することが著しく不経済となる、帰属権利者に残余財産を帰属させる社会的意義が著しく損なわれている、当該種類の残余財産は帰属権利者たる公益法人または公益信託の目的を達成するために不要である、または帰属権利者が残余財産の受領を拒絶しているなどの場合は、残余財産を帰属権利者に帰属させるのではなく、一定の要件のもとで類似の目的をもつ信託に変更することにより、事情の変更に対応できるようにすべきである。このように解することが、公益の用に供与された財産の効率的利用を促進することになり、かつ委託者の合理的な意思に適合すると考えられるからである。

3. 公益目的の変更の可否を判断する主体

公益信託事務の処理の方法以外を定める信託行為、すなわち、公益信託の目的に係る信託行為の定めを変更することの可否を判断する主体は、行政庁ではなく、裁判所であるべきである。そもそも公益信託の認定において、主務官庁による許可制を廃止することが提案されている目的の一つは、主務官庁による包括的な裁量権による許可・監督を改めて、認定に係る判断の客観性および透明性を確保することにあるとされている。しかしなが

ら、公益信託の目的を変更することが必要か否か、変更後の目的が適切か否かを判断する際には、その要件の充足および目的の類似性等につき一定の裁量権を行使することが不可欠となるので、行政庁が、目的の変更の可否を判断するとすれば、主務官庁制の廃止の趣旨と矛盾することになる⁽¹⁰⁶⁾。また、信託法150条において、一定の者の申立てにより、裁判所に信託の変更を命ずる権限が授与されていることとの平仄をも考慮に入れると、公益信託の目的を変更する判断の主体は、最終的には裁判所が担うべきであるといえよう。ただし、変更後の信託が公益信託の認定基準に適合するか否かについては、変更をめぐる手続中において、何らかの形で行政庁が関与する必要があるであろう。

4. 信託事務の処理の方法の変更

信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めについては、委託者、受託者および信託管理人の合意等がある場合、行政庁の認可を受けることによってこれを変更することができると思ふべきであろう。

また、信託法261条にもとづいて適用される信託法150条1項の規定に倣い、裁判所の命令による変更が認められることも妥当であると考え。すなわち、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして、公益信託の目的の達成に支障となるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるとの規定が妥当である。公益信託においては、私益信託よりも長期に存続することが考えられるが、信託の設定から期間が経過すればするほど、当該信託の基礎となっている諸事情が変更す

(106) 佐久間・前掲注(105)20頁も同旨。

る可能性は高くなり、委託者はそれを予見することが困難となるのであるから、信託関係人の合意がなくとも、期間の経過に応じて柔軟に信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更が認められると解すべきであろう。

中間試案では、信託行為の定めを軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について受託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者及び信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとするとの案が示されている。⁽¹⁰⁷⁾しかしながら、何をもって軽微な変更というのか、その基準を明確に判定することは難しい。また、たとえ軽微な変更であっても、将来的には信託事務の処理に大きな影響を与えることも考えられる。したがって、行政庁の許可も信託管理人の同意も得ない変更を認めることには、慎重な姿勢で臨むべきであろう。

さて、一定の財産的基準に達しない小規模の公益信託においては、信託行為の定めを変更することは、裁判所に申立てをする費用に見合わない場合が考えられる。アメリカの UPMIFA では、非営利法人等の公益組織が受託者である場合に限定されるが、公益信託における財産の規模が一定額以下であり、かつ信託が設立された時から一定の期間が経過している場合には、裁判所の許可を得ることなく、法務総裁に対する通知により、信託事務の処理の方法および信託目的に係る信託行為の定めを変更することができる⁽¹⁰⁸⁾とされている。我が国においても、例外的に財産の額が一定の基準以下の公益信託に限り、少なくとも信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めに関しては、受託者が行政庁による認可を受けること等により、裁判所の命令によらない変更を認めるか否か、検討の余地があるのではなか

(107) 中間試案・第15の1(2)。

(108) See *supra* note 68-69 and accompanying text.

ろうか。

V. むすびにかえて

公益社団・財団法人とは別に、公益信託を規律する制度を新たに構築するのであれば、一定の範囲内で、公益法人制度と差別化を図ることも必要である。一般的に公益信託は、公益社団・財団法人に比べて、簡易かつ低コストで設定できる点がメリットとして挙げられているが、中間試案では、これに加えて、委託者の設計の自由度を増すという点においても、公益法人制度と差別化する方向性が示されており、受託者の資格、公益信託の信託事務の内容、公益信託の信託財産とすることのできる財産などの点に関して、拡大する案が提示されている⁽¹⁰⁹⁾。

税制の優遇措置を受けて公益活動を支援するという公益的側面に留意しつつ、委託者のプランニングの自由度を広げて多様なニーズに対応できる公益信託法制を構築することにより、公益法人制度と異なった意義を見出すことができ、ひいては様々な公益活動の促進にもつながると思われる。このような観点からは、信託が終了した時における残余財産の帰趨についても、帰属権利者を予め指定しないという点を含めて、可能な範囲内で委託者の設定の自由を尊重してよいと思われる。

他方で、一般的に公益信託は、私益信託または受益者の定めのない信託に比べて、より長期にわたり存続することが予想され⁽¹¹⁰⁾、特に信託が設定された時から相当期間が経過した場合には、委託者が信託行為の時に予見することのできなかつた信託財産をめぐる事情その他社会的・経済的事情の変更の程度に応じて、公益信託の目的に係る定めを含む信託行為の定めを、

(109) 中間試案・第4の1、第9の2、第9の3参照。

(110) 中間試案・第16の2では、公益信託の存続期間については、制限を設けないとする案が示されている。

柔軟に変更できる仕組みを設けておくことが望ましい。そのような枠組みを整備しておくことで、信託行為の定めを示された委託者の一般的な意思を尊重しつつ、公益目的のために供与された信託財産の効率的な利用を促進し、事情の変更に応じた委託者の合理的な意思解釈による財産管理が可能になるといえるであろう。この視点に立脚すれば、公益信託の目的が達成された、またはその目的を達成することができなくなった場合において、残余財産の帰属権利者が定められていたとしても、委託者が予見することのできなかった特別の事情により、当該帰属権利者に残余財産を帰属させることが不適切となったときは、裁判所の命令により、当初の信託の目的を類似の目的に変更して、信託を存続させることを可能とするような制度設計を考えるべきである。これに対しては、公益信託の関係人の予測可能性が害されるとの批判も考えられるが、裁判所の判断要素を一定の範囲で明確化することで、対処できるのではあるまいか。

委託者のプランニングの自由度を増した場合には、税制上の措置を含む公益的視点、実際の運営上の視点、そして何よりも自律的な監督・ガバナンス体制の確立という視点からの問題が先鋭化する。公益信託の関係人による自律的な監督を確保するために、信託管理人を必置とする案が提示されている⁽¹¹¹⁾が、公益信託の運営の適正性を確保するための監督・ガバナンス体制の構築が極めて重要である。

(111) 中間試案・第5の1参照。

Modification of Charitable Trusts:
An Analysis of the Cy Pres Doctrine in the United States

Hitoshi KIMURA

The Draft of the bill to revise the Japanese Charitable Trust Act is currently under discussion by the Trust Law Committee of the Legislative Council of the Ministry of Justice. The purpose of this article is to make some suggestions on the reformation of some rules on the modification and termination of the terms of a charitable trust in light of the recent trend of the United States with regard to charitable gifts law.

The doctrine of cy pres addresses the risk that, because a charitable trust may have a perpetual existence, changed circumstances will render the trust's original purpose obsolete. In the United States, it is widely recognized that the Uniform Trust Code and the Restatement (Third) of Trusts have liberalized the cy pres doctrine and expanded the ability of the court to apply cy pres so that the purpose of charitable trusts can be modified in a more flexible manner in response to changed social and economic circumstances which the settlor could not reasonably foresee.

One of the issues discussed in Japan by the Trust Law Committee is whether it is required for the settlor of a charitable trust to appoint a public organization with similar purposes of the original trust as a holder of residuary right at the time of the creation of the trust. It is also proposed by the Committee that the trustee and the trust administrator can modify the purpose of a charitable trust to a similar one if the administrative agency approves it.

I argue that the revised Japanese Trust Act should give settlors more freedom to control their charitable dispositions while expanding the ability of the court to apply cy pres in case of changed circumstances after their death. It is suggested, especially that the settlor should not be required to stipulate a holder of residuary right in creating the charitable trust and that the courts should be given more discretion in construing the terms concerning a holder

of residuary right.

Part II provides an explanation of the recent trend of the cy pres doctrine in the United States and explores the justification which underlies the doctrine. In Part III the content of the doctrine of equitable deviation and the relationship between these two doctrines are identified. Part IV sets forth my proposal with regard to the termination and modification of the terms of a charitable trust.